

〒 [郵便番号]

[住所1]

事 務 連 絡

[住所2]

令 和 6 年 月 日

[受給者氏名]

様

[識別番号]

高槻市子ども育成課

児童手当制度の改正に関するお知らせについて

平素は児童福祉行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年10月より児童手当法の改正に伴い、児童手当制度が変更されます。現在児童手当を受給されている皆さまに、新しい制度の内容と、制度改正に伴ってお手続きが必要となる場合についてご案内いたします。

主な改正内容

- ・ 所得制限が撤廃されます
- ・ 支給対象年齢が高校生相当年齢（15歳から18歳の年度末まで）に拡大されます
- ・ 第3子以降の支給額が30,000円に増額されます
- ・ 第3子加算の算定対象が大学生相当年齢（18歳から22歳の年度末まで）に拡大されます
- ・ 支払回数が年3回（6月、10月、2月）から年6回（偶数月）に変更になります

お手続きについて

以下の表に記載されている児童については、自動的に制度改正後の児童手当を支給しますので、お手続きは不要です。支給額が変更となる方には、令和6年12月13日までに通知をお送りする予定です。

※大学生相当年齢(18歳～22歳の年度末)の方を養育している場合や、以下の表に記載されている児童が記載されていない場合は、お手続きが必要となる場合があります。同封のチラシをご確認の上、お手続きを行ってください。

児童手当台帳に記載されている児童の情報

	氏名	生年月日	児童手当の状態
1	[児童氏名1]	[児童生年月日1]	[児童認定状況1]
2	[児童氏名2]	[児童生年月日2]	[児童認定状況2]
3	[児童氏名3]	[児童生年月日3]	[児童認定状況3]
4	[児童氏名4]	[児童生年月日4]	[児童認定状況4]
5	[児童氏名5]	[児童生年月日5]	[児童認定状況5]
6	[児童氏名6]	[児童生年月日6]	[児童認定状況6]
7	[児童氏名7]	[児童生年月日7]	[児童認定状況7]
8	[児童氏名8]	[児童生年月日8]	[児童認定状況8]
9	[児童氏名9]	[児童生年月日9]	[児童認定状況9]
10	[児童氏名10]	[児童生年月日10]	[児童認定状況10]
11	[児童氏名11]	[児童生年月日11]	[児童認定状況11]
12	[児童氏名12]	[児童生年月日12]	[児童認定状況12]
13	[児童氏名13]	[児童生年月日13]	[児童認定状況13]

※令和6年7月25日時点の情報をもとに作成しています。作成時点以降に出生された場合等については、額改定のお手続きがお済みでしたらお手続きは不要です。

制度改正後の児童手当の支払について

児童手当の支給額については、令和6年12月に支払われる額(10月分・11月分)から改定されま
す。令和6年10月に支給される児童手当(6月分～9月分)については、旧制度に基づき現行ど
おりの額が支払われますので、ご注意ください。

お手続きが必要な方へ

お手続きが必要となる方については、令和6年9月30日までに額改定請求のお手続きをお願い
します。この期限を過ぎると、12月に支給されず、令和7年2月以降に支給が遅れる場合があ
ります。

なお、令和7年3月31日までにお手続きが完了すれば、令和6年10月分に遡って支給されます。
ただし、令和7年3月31日を過ぎますと、お手続きのなかった期間の児童手当を受け取るこ
とができませんのでご注意ください。

お手続き方法について

郵送または電子申請で受付を行っています。

電子申請の場合、必要な項目が自動的に表示されるため、記入漏れの心配がありません。

詳細は同封のチラシをご確認ください。

なお、この度の児童手当制度改正に伴い、子ども育成課の窓口が大変混雑することが予想され
るため、郵送または電子申請でのお手続きにご協力をお願いいたします。

【電子申請の場合】

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/130700.html>

※マイナンバーカード不要



【郵送の場合の送付先】

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市役所 子ども育成課 児童手当担当

お手続きに不備があった場合について

お手続きに不備や確認事項がある場合、高槻市から電話連絡を行う場合があります。

以下のいずれかの番号から発信いたしますので、ご対応をお願いいたします。

- ・ 072-674-7174 (代表)
- ・ 072-674-7169
- ・ 072-674-7773

令和6年10月15日に支給される児童手当は、 旧制度の児童手当(6月分～9月分)です。

制度改正後の児童手当は12月以降に支給されますので、お間違えの無いようご注意ください。

【振り込め詐欺や個人情報の詐取】にご注意下さい

ご自宅や携帯電話等に高槻市から問い合わせを行うことがあります。ATM(現金自動預払
機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありま
せん。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに高槻市の窓口又は最寄りの警察にご連
絡下さい。

【相談窓口】 高槻警察署 ☎072-672-1234
消費生活センター ☎072-682-0999